

藤沢市で活動する
NPO 法人の皆さまへ

藤 沢 市

NPO法人条例指定制度

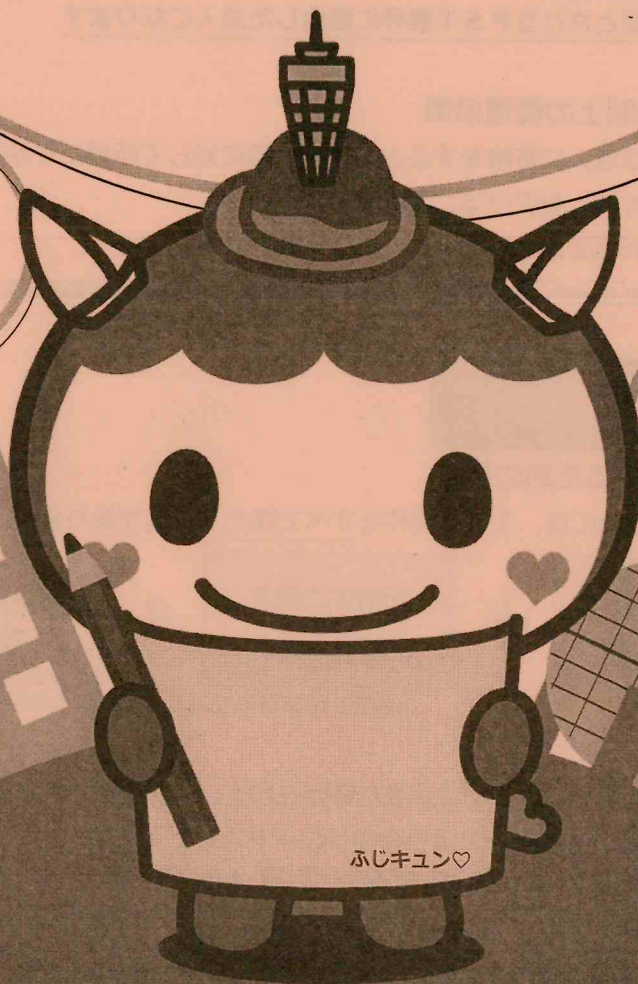
指定 NPO 法人になってみませんか？

メリット1

寄附を集めやすくな
ります

メリット2

社会からの
信用が高まります



※条例指定についての申請に関する詳細は市ホームページまたは下記までご相談ください。

申請受付期間 2023年7月10日(月)～8月10日(木)

【条例指定の対象法人】 ※あわせて指定の要件として、
公益要件・運営要件があります

- 1 藤沢市内で活動する NPO 法人であること
- 2 神奈川県内に事務所を持つ NPO 法人であること
- 3 認定 NPO 法人でないこと

問い合わせ

藤沢市役所 市民自治部 市民自治推進課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

電話 0466-50-3516(直通) FAX 0466-50-8407

1 NPO 法人条例指定制度とは

本市では、「地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」を制定し、NPO法人に対し市民が寄附により直接支援していく仕組みとして、本制度を実施しております。

本制度により指定されたNPO法人への寄附金は、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として、個人住民税の寄附金控除の対象となります。

2 NPO 法人条例指定の効果

1 特定非営利活動法人に対するメリット

- ①寄附を集めやすくなります
- ②社会からの信用が高まります
- ③認定NPO法人に必要とされるPST要件に適合した法人になります

法人にとっても
寄附者にとっても
素敵なことがたくさん!!



2 寄附者に対する税制上の優遇措置

指定を受けたNPO法人に寄附をすると、寄附金額に対して所得にかかる個人市民税の税額控除（市民税6%）を受けることができます。

＜算出例＞藤沢市が条例で指定したNPO法人に50,000円寄附した場合

（寄附金額50,000円－適用下限額2,000円）×6% = **2,880円** ←税額から控除されます

3 指定NPO法人の指定申出

1 指定NPO法人となるための要件

指定NPO法人となるためには、3つの要件をすべて満たす必要があります。

①NPO法人の
指定対象要件

+

②指定の要件
（公益要件）

+

③指定の要件
（運営要件）

※各要件の詳細については、藤沢市役所 HP にてご確認ください。

2 申出の手続き

指定NPO法人となるためには、申出に必要な書類を揃え、受付期間までにご提出ください。

提出書類については、藤沢市役所 HP よりダウンロードをしてください。

申出受付期間 **2023年(令和5年)7月10日(月)～8月10日(木)**

(受付時間) **午前8時30分～12時、午後1時～5時（土日祝日を除く）**

※事前相談や書類作成のご質問等は、問い合わせ先までご連絡ください。

■問い合わせ先

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 市民自治部 市民自治推進課

TEL 0466-50-3616 / FAX 0466-50-8407

■藤沢市役所 HP 特定非営利活動法人（NPO法人）条例指定制度

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/jiti-s2/kurashi/shimin/npo/shitesedo.html>

市 HP 二次元コード

